

山麓部にある歴史的資産とその周辺についての検討

1 調査エリアの区分について

効率的な議論を図るため、調査エリアを「山麓部にある歴史的資産とその周辺」と「市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺」に区分しました。

なお、前回（第2回）御検討いただいた「世界遺産とその周辺」も、「山麓部にある歴史的資産とその周辺」と「市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺」に区分しています。

<各区分の定義> (別紙1, 2参照)

「山麓部にある歴史的資産とその周辺」 <今回（第3回）検討>

歴史的資産が山麓部の市街化調整区域内にあるもの、又は隣接しているもの

「市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺」 <次回（第4回）で検討>

歴史的資産の周辺が市街化区域内であるもの

2 「山麓部にある歴史的資産とその周辺」の特徴

- ・ 京都の市街地は、三方を低くならかな山々に囲まれており、この緑豊かな山々が市街地景観の背景となっている。
- ・ 山麓には、社寺や名勝、史跡が集積し、緑豊かな山々と歴史的資産の集積が、地域の景観を特徴付けている。
- ・ 歴史的資産の周辺は、京都市の人口が増加する中で宅地開発が行われ、戸建住宅を中心とした低層の建物が建ち並んでいる。

3 「山麓部にある歴史的資産とその周辺」における主な景観規制

- ・ 昭和5年に風致地区の指定し、時代の変化とともに順次拡大（3,400ha→現在17,938ha）
- ・ 古都保存法を活用し、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を指定
- ・ 周辺市街地は主に低層住居専用地域であり、10m高度地区等を指定

4 「山麓部にある歴史的資産とその周辺」における事例

- ・ 資料3-1 金閣寺・等持院エリア
敷地が狭小な住宅地において風致地区を指定し、特別修景地区制度により「建ぺい率」や「外壁後退距離」、「緑地規模」等の緩和措置を実施している事例
- ・ 資料3-2 勸修寺エリア
風致地区を横断する形で、歴史的資産に隣接して高速道路が整備された事例
- ・ 資料3-3 三千院・寂光院エリア
市街化調整区域において、住民が「里づくり」に取り組んでいる地域の事例